

固定型最低制限価格制度導入に伴う同額（近似値）入札調査について

固定型制度への変更にあわせて情報漏えいに関する対策として、入札価格が最低制限価格と同額の場合に、その価格が事業者独自の積算によるものかどうかに関する調査を行うこととした。

しかし、公表されている単価等を用いて容易に最低制限価格を予測することが可能な工事もある。多くの入札参加事業者が最低制限価格と同額の入札を行う場合は、積算により予測が容易な工事であったと想定されるが、1者のみ最低制限価格と同額入札の場合は、予測が容易な工事であったかどうかを入札結果だけで判断することは難しい。そこで、実施する調査については、以下の基準によるものとする。

◇ 1 者のみ同額入札の場合

→落札決定を保留し、調査（下記の内容のとおり）を実施する。

◇ 複数者が同額入札の場合

→そのまま契約手続は進めるが、その内容を**案件一覧（別添 1）**に整理しておき、後からでも必要と認められる時点で、1者のみ同額入札の場合と同様の調査を実施する。また、同額の場合だけでなく、最低制限価格に近い金額（近似値）の案件についても別途整理しておき、必要に応じ調査対象とする。（近似値の範囲を公表すると、それを避けた入札が行われることが考えられるため、一般には非公表とする）

調査内容

1 事前調査

- 同額入札した事業者から提出された工事費内訳書の内容を確認し、市の積算と比較
- 当該工事の積算において公表されていない単価、歩掛を使用していないか、工事担当課に確認

→市の積算と概ね一致、全て公表単価、歩掛の場合は支障なしとして調査終了。
そうでない場合は、事業者へのヒアリングを行う。

2 事業者へのヒアリング

- 同額入札した事業者の担当者から、以下の項目の算定の過程、詳細を聞き取りし、事業者が自社独自で積算を行ったものであることを確認
 - ・市の積算と異なる金額となっている項目
 - ・市の積算とほぼ同額であるが、未公表の単価、歩掛を使用している項目

（対象となる項目について、事業者が積算に用いた単価、歩掛を全て聞き出し、提出された内訳書記載の金額と一致することを確認する。）

→事前調査、ヒアリングで聞き取った内容を**調査票（別添 2）**にまとめ、調査終了。
ヒアリングの中で不審な点、事業者から十分な情報提供を得られず確認できなかった点等があれば、調査票に特記する。その場合、対象事業者から、談合等を行っていないことに関する**誓約書（別添 3）**を提出させる。
落札決定を保留している場合は、その手続きを再開する。

※案件一覧、調査票、誓約書は、まとめて入札監視委員会に報告する。